		田 7 123
処 分 名	旧措置による特定入所者減免の認定	
処分の概要	申請に基づき、減免の認定をする。	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則(平成11年第36号)	
条 項	第83条の6第1項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1週間~約1ヶ月
標準処理期間		計 1週間~約1ヶ月

判断基準

高額介護サービス費等の支給及び居住費等の負担限度額認定等の運用について(老介発第0908001号)を 基準とする。

【根拠法令等】

介護保険法施行規則

(特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)

第83条の6第1項 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する旨
- (2) 氏名、性別、生年月日及び住所及び個人番号
- (3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地
- (4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日
- (5) 被保険者証の番号
- (6) 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別

(特別養護老人ホームの旧措置入所者に対する施設介護サービス費の支給の手続き)

第172条 第八十二条の規定は、施行法第十三条第一項に規定する旧措置入所者に係る施設介護サービス費の支給について準用する。この場合において、第八十二条中「介護保険施設」とあるのは「指定介護老人福祉施設」と、「指定施設サービス等」とあるのは「指定介護福祉施設サービス」と、「要介護被保険者(法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。)」とあるのは「要介護旧措置入所者(介護保険法施行法(平成九年法律第百二十四号)第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。)」と、「法第四十八条第二項」とあるのは「同法第十三条第三項」と読み替えるものとする。

第172条の2 第八十三条の五、第八十三条の六(第一項第六号を除く。)、第八十三条の七及び第八十三条の八の規定は、施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者(同条第三項に規定する要介護旧措置入所者をいう。)について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。(以下省略)

老介発第0908001号

平成17年9月8日

高額介護サービス費等の支給並びに食費及び居住費等の負担限度額認定等の運用について (以下省略)

